

別紙 4

行政手続条例が適用される（条例又は規則に根拠がある）処分基準（不利益処分の基準）は次のとおりです。

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
601	墓園等使用の取消し	厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）	第11条	×ア	環境政策課環境衛生係	
602	墓園等の返還命令	厚岸町墓地及び霊園条例（平成5年厚岸町条例第13号）	第13条第1項	×イ	環境政策課環境衛生係	
603	畜犬の飼育の方法の改善等の必要な措置の命令	厚岸町畜犬管理及び野犬掃とう条例（平成12年厚岸町条例第23号）	第4条第2項	×ウ	環境政策課環境衛生係	
604	加害畜犬に対する必要な措置の命令	厚岸町畜犬管理及び野犬掃とう条例（平成12年厚岸町条例第23号）	第7条	×ウ	環境政策課環境衛生係	
605	畜犬管理に関する違反等に対する罰金又は科料	厚岸町畜犬管理及び野犬掃とう条例（平成12年厚岸町条例第23号）	第15条	×ウ	環境政策課環境衛生係	
606	特定施設の改善命令	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）	第34条第1項	×イ	環境政策課環境衛生係	
607	特定施設の全部又は一部の一時使用停止命令	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）	第35条	×イ	環境政策課環境衛生係	
608	特定施設の改善命令に従わない場合の公表	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）	第44条	×イ	環境政策課環境衛生係	
609	特定施設の全部又は一部の一時使用停止命令違反者への罰金	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）	第45条	×イ	環境政策課環境衛生係	
610	特定施設の報告・検査違反者への罰金	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）	第46条	×イ	環境政策課環境衛生係	
611	特定施設における法人等への罰金	厚岸町公害防止並びに環境保全に関する条例（昭和50年厚岸町条例第10号）	第47条	×イ	環境政策課環境衛生係	
612	ISO14001認証取得費補助金交付決定の取消し	厚岸町ISO14001認証取得費補助金交付規則（平成13年厚岸町規則第17号）	第11条	×イ	環境政策課環境衛生係	
613	証紙売り捌き人の指定の取消し	厚岸町証紙条例施行規則（昭和43年厚岸町規則第1号）	第12条	×ア	環境政策課廃棄物対策係	
614	木工センター使用の制限	厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）	第5条	×ア	環境政策課林政係	
615	木工センター使用許可の取消し等	厚岸町木工センター条例（平成13年厚岸町条例第34号）	第6条第1項	×ア	環境政策課林政係	
616	民有林振興補助金交付決定の取消し	厚岸町民有林振興補助規則（平成7年厚岸町規則第5号）	第11条	×ア	環境政策課林政係	

個票番号	処分名	根拠法令名	根拠条項	処分基準	所管部署	備考
617	美しい森林づくり基盤整備交付金交付決定の取消し	厚岸町美しい森林づくり基盤整備交付金交付規則（平成21年厚岸町規則第2号）	第11条第1項	×ア	環境政策課林政係	
618	緑のふるさと公園使用の制限	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）	第6条	×ア	環境政策課林政係	
619	緑のふるさと公園使用許可の取消し等	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）	第7条第1項	×ア	環境政策課林政係	
620	緑のふるさと公園違反者への過料	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）	第17条第1項	×ア	環境政策課林政係	
621	緑のふるさと公園使用料不正への過料	厚岸町緑のふるさと公園条例（平成13年厚岸町条例第35号）	第17条第2項	×ア	環境政策課林政係	
622	緑のふるさと公園入園の拒絶等	厚岸町緑のふるさと公園条例施行規則（平成13年厚岸町規則第37号）	第4条	×ア	環境政策課林政係	
623	別寒辺牛湿原自然観察施設占用許可の取消し等	別寒辺牛湿原自然観察施設条例（平成7年厚岸町条例第10号）	第10条	×ア	環境政策課水鳥観察館	

※「処分基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

- ①「○」 処分基準を設定している。
 - ②「×」 処分基準を設定していない。
- ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの
イ：処分の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの
ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの